

1 諮問事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
- (2) 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- (3) その他審議が必要な事項について

2 諮問の趣旨

札幌市が保有する個人情報については札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号。以下「保護条例」という。）に基づき取り扱っておりますが、令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）が改正され、令和 5 年春からは国、民間事業者及び全ての地方公共団体等が、改正後の保護法（以下「改正保護法」という。）に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなりました。

そのため、札幌市においても、改正保護法の施行にあわせて改正保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）の制定など、個人情報保護制度の見直しを行う必要があります。

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年条例第 36 号。以下「審議会・審査会条例」という。）第 2 条第 1 項第 1 号では、札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務として、市長の諮問に応じ、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する重要な事項について調査審議することと規定されていますが、個人情報保護制度の見直しは個人情報保護に係る施策に関する重要な事項であり、同号の規定により審議会へ諮問すべきものであります。

また、札幌市の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために所要の対応が必要であり、同じく審議会へ諮問すべきもので

す。

このため、上記 1 の諮問事項について御審議いただきたい。

3 諮問の内容

(1) 1 (1)に関するもの

ア 改正保護法において施行条例で定める必要があるとされている事項について

イ 改正保護法において施行条例で定めることができるのとされている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について

ウ 改正保護法の施行に伴う審議会・審査会条例の改正について

(2) 1 (2)に関するもの

改正保護法での開示請求に係る非開示部分との調整のための札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）の改正について

4 審議会スケジュール（想定）

(1) 審議の流れ

ア 1 回目 保護法の概要説明及び論点の整理

イ 2～4 回目 論点についての審議

ウ 5 回目 答申素案の検討

(2) 開催時期及び頻度

3～6 月にかけて月 1、2 回開催